

受理官庁 AM	アルメニア共和国知的所有権庁	附属書 C AM
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	アルメニア	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語, ロシア語 ¹	
願書の提出に用いることができる言語	英語, ロシア語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか?	認めない	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	ユーラシア特許庁 (E A P O), 欧州特許庁 又は連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)	
管轄国際予備審査機関	ユーラシア特許庁 (E A P O), 欧州特許庁 ² 又は連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨: アルメニア・ドラム (AMD) 及び米国・ドル (USD)	
送付手数料	AMD 32,000	
国際出願手数料 ³	USD 1,437 (1,346) ⁴ (1,435) ⁵	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ³	USD 16 (15) ⁴ (16) ⁵	
調査手数料	附属書D (E A), (E P) 又は (R U) 参照	
優先権書類の手数料	AMD 10,000	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	AMD 10,000	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要, 出願人がアルメニアに居住している場合 要, 出願人がアルメニアの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか?	アルメニア居住者	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は, 別個の委任状を提出する要件を放棄しているか?	していない	
受理官庁は, 包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか?	していない	

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語 (附属書D参照) である場合, 出願人は翻訳文を提出しなければならない (PCT規則12.3)。
- 2 この官庁は, 国際調査を同官庁が実施する (又は実施した) 場合に限り, 管轄する。
- 3 この手数料は, 一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (I B) 参照)。
- 4 括弧内の額は2023年1月1日から適用される。
- 5 括弧内の額は2023年3月1日から適用される。